北海道釧路方面公安委員会告示第 70 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令 和 ８ 年 11 月 11 日

北海道釧路方面公安委員会委員長　　荒　井　　剛

１ 聴聞の期日
令 和 ８ 年 11 月 25 日 （水） 午 前 ９ 時 ０ 分

２ 聴聞の場所
釧路市大楽毛北１丁目15番８号
北海道警察釧路方面本部交通課　釧路運転免許試験場　聴聞会場